

●都市計画法第34条第12号工場及び流通系指定区域の見直しについて

(大字根金、井沼及び閨戸の各一部)

新 指 定	
図	
指定時期等	都市計画マスタープランの改正に併せて実施（平成27年10月1日～）
指定方法	都市計画マスタープラン等上位計画で定める土地利用方針に基づく <u>個別指定</u>
指定要件 ※一部	建築敷地面積…0.1ha以上。個別指定の合計面積は原則20ha未満。 予定建築物の高さ…25メートルを超えないこと 上位計画等との整合…蓮田市の上位計画と整合していること その他…区域周辺住民への周知、道路・排水・上水要件等あり。
建物用途	工場、倉庫又は荷さばき場 ※一部適用できない建築用途のものあり。
既存建物の取扱い	建替え、増築等は、建築時の許可条件等により個々に判断